

# 大分県報

令和元年  
第六四号  
十二月十三日

（金曜日）

## 目次

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正	一
退職手当の支給等に関する規則の一部改正	一
教育委員会規則	五
企業局管理規程	五
大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部改正	五
大分県病院局職員の給与に関する規程の一部改正	五
告示	六
地籍調査の成果の認証	六
解除予定保安林	六
森林病虫害等防除法第五条第二項の命令の内容となる事項	六
大分県のくろまぐろの保存及び管理に関する計画の一部変更	七
訓令	七
大分県規則第四十三号	七
臨時の任用職員に関する規程の一部改正	七
教育委員会訓令甲	七
教育庁等における臨時の任用職員に関する規程の一部改正	七
企業局訓令	七
臨時の任用職員に関する規程の一部改正	七
病院局訓令	七
大分県病院局臨時の任用職員に関する規程の一部改正	八
公告	八
公共測量の実施	八

令和元年十二月十三日

発行行為の完了……………八  
監査公表……………八  
監査の結果に基づき講じた措置の公表……………八

## ○規則

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第四十二号

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（昭和三十二年大分県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第五条の二第一項中「若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」及び「若しくは失職し」を削る。

附則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第四十三号

退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の支給等に関する規則（平成二十一年大分県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第十八条第二項中「起算して一箇月以内」を「基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が四年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）」に改める。

第二号様式(表)中

氏名	性別	号数
	男	
	女	

を

大分県報（規則）

一

氏名

に改め、同様式(裏)を次のよ

うに改める。

(裏)

退職事由		退職事由
任命権者;退職者 記載欄;記載欄	退職事由	退職事由
<input type="checkbox"/>	1 定年又は任用期間満了等によるもの (1) 定年による退職(定年 歳) (2) 任用期間満了による退職	
<input type="checkbox"/>	2 任命権者からの働きかけ等によるもの (1) 懲戒免職等処分 (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職 (3) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分 (4) 地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号の規定による免職若しくはこれに準ずる処分 (5) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分 (6) 職員の退職手当に関する条例第8条の3第5項に規定する認定を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職(退職勧奨を含む。) (7) 退職手当の支給等に関する規則第3条の2各号(第1号を除く。)に掲げる者	
<input type="checkbox"/>	3 公務上の傷病による退職	
<input type="checkbox"/>	4 職員の個人的な事情に起因する退職 (1) 職務に耐えられない体調不良、けが等があったため (2) 妊娠、出産、育児等を行う必要があったため (3) 家庭の事情の急変(父母の扶養、親族の介護等)があったため (4) 配偶者等との別居生活が継続困難となったため (5) 転居により通勤困難となったため (新住所： (6) その他(具体的に ) )	
<input type="checkbox"/>	5 その他(1-4のいずれにも該当しない場合)	
備考	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     具体的事情記載欄(任命権者用)                 </div>	

第三号様式中

氏名	性別	男・女
----	----	-----

氏名

に改める。

第五号様式(表)及び第六号様式第一面中

氏名	性別	男・女
----	----	-----

や

氏名

に改める。

第七号様式中

氏名	性別	男・女
----	----	-----

や

氏名

に改める。

第十三号様式を次のように改める。

第13号様式(第24条関係)

(表)

傷病手当に相当する退職手当支給申請書

申請者	①氏名	②生年月日	年 月 日
診療担当者	④ 傷病の名称及びその程度	③ 受給資格証番号	
	⑤ 初診年月日	⑥ 傷病の経過	年 月 日 治療、転医、中止、継続中
療担当者	⑦ 傷病のため職業に就くことができなかったと認められる期間	⑧ 上記のとおり証明します。	年 月 日から 年 月 日まで } 日間
	⑧ 上記のとおり証明します。	年 月 日	
支給申請期間	⑨ 同一の傷病により受けることができる給付	診療機関の所在地及び名称	⑩
	⑩ ⑨の給付を受けることができる期間	電話	
支給申請期間	⑪ 傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間	診療担当者氏名	
	⑫ 内職若しくは手伝いをした日又は収入のあった日、その額等を記入してください。	年 月 日から 年 月 日まで	円 何日分の収入か 日分
退職手当の支給等に関する規則第24条第1項の規定により上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。		年 月 日	円 何日分の収入か 日分
任命権者		職	申請者氏名
※処理欄	支給期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間

（裏）

注意事項

- 1 この申告書は、受給資格証を添えて任命権者に提出すること。
- 2 ⑨欄には、⑦欄の期間のうち、同一の傷病により受けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号(2以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができる全ての給付の番号)を○で囲むこと。
  - (1) 健康保険法による傷病手当金
  - (2) 労働基準法による休業補償又は労働者災害補償保険法による休業補償給付若しくは休業給付
  - (3) 船員法による傷病手当
  - (4) 地方公務員災害補償法による休業補償
  - (5) 地方公務員等共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金
  - (6) 国民健康保険法による傷病手当金
  - (7) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による休業給付その他法令により公務の遂行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付
  - (8) 公営健康被害の補償等に関する法律による障害補償費
- 3 ⑩欄には、⑦欄の期間のうち、⑨欄の給付を受けることができる期間を記載すること。なお、⑨欄で2以上の番号を囲んだ場合は、その給付を受けることができる期間を、それぞれの番号の順に記載すること。
- 4 ⑫欄には、⑦欄の期間中において、内職若しくは手伝いをした場合又は内職若しくは手伝いによる収入を得た場合に記載すること。「内職若しくは手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをい、どんな仕事であつてもそれによって収入を得た場合、すなわち他人の仕事の手助けをして収入を得た場合等あなたが働いたりした場合であつて、「就職又は就労」とはいえない程度のものをいうものであること。
- 5 ※印欄には、記載しないこと。

第十四号様式(表)及び第十五号様式(表)中

氏名	性別	男・女	や
----	----	-----	---

氏名	ごめ。
----	-----

第十六号様式(表)及び第十七号様式(表)中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

第二十号様式(裏)中「退職手当等」を「退職手当」に改める。

第二十四号様式(中)	氏名	性別	男・女	や
------------	----	----	-----	---

氏名	ごめ。
----	-----

第二十四号様式の二(表)及び第二十四号様式の三(表)中

氏名	性別	男・女	を
----	----	-----	---

氏名	ご	平成 年 月 日
----	---	----------

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十六条及び第二号様式(裏)の改正規定は、令和元年十二月十四日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の退職手当の支給等に関する規則（以下「新規則」という。）第十八条第二項の規定は、新規則第十二条に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌

日から起算して四年を経過する日が施行日前にある者からの申出については、なお従前の例による。

## ○教育委員会規則

教育職員免許状に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月十三日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第二号

### 教育職員免許状に関する規則等の一部を改正する規則

(教育職員免許状に関する規則の一部改正)

第一条 教育職員免許状に関する規則(昭和三十七年大分県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「第5条第1項第3号から第7号まで」を「第5条第1項第3号から第6号まで」に改める。

(技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正)

第二条 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則(平成十六年大分県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」及び「若しくは失職し」を削る。

### 附則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

## ○企業局管理規程

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年十二月十三日

大分県企業局長 岡本 天津 男

大分県企業局管理規程第二号

### 大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程(昭和四十三年大分県企業局管理規程第

四号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第四項中「若しくは失職し」を削る。

第二十五条の二第二号中「(同法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二十六条第一項中「若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号中「若しくは失職し」を削る。

第三十一条第六号中「当該各号に」を「これらの規定に」に改め、「若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、「当該各号の」を「それぞれ第二号、第三号又は前号の規定の」に改める。

### 附則

この規程は、令和元年十二月十四日から施行する。

## ○病院局管理規程

大分県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年十二月十三日

大分県病院局長 田代 英 哉

大分県病院局管理規程第四号

### 大分県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員の給与に関する規程(平成十八年大分県病院局管理規程第十三号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第四項中「若しくは失職し」を削る。

第四十八条第二号中「(同法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第五十条第一項中「若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号中「若しくは失職し」を削る。

第五十一条第三項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第五十五条第六号中「当該各号に」を「これらの規定に」に改め、「若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、「当該各号の」を「それぞれ第二号、第三号又は前号の規定の」に改める。

令和元年十二月十三日

大分県報(規則・教育委規則・企業局管理規程・病院局管理規程) 五

附則  
この規程は、令和元年十二月十四日から施行する。

### ○ 告 示

#### 大分県告示第三百四十号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。

令和元年十二月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
佐伯市	平二九・六・三〇から平三一・二・二八まで	佐伯市大字長良の一部の地籍図及び地籍簿	佐伯市大字長良の一部	令元・一一・二七
佐伯市	平二九・七・一から平三一・二・二一まで	佐伯市大字青山の一部の地籍図及び地籍簿	佐伯市大字青山の一部	令元・一一・二七
速見郡日出町	平二九・六・六から平三一・三・八まで	速見郡日出町大字平道の一部の地籍図及び地籍簿	速見郡日出町大字平道の一部	令元・一一・二七

#### 大分県告示第三百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

令和元年十二月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除予定保安林の所在場所  
 日田市上津江町川原字茗荷釣八二七番一・八六一番一・八六一番二・八六一番九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、八二七番三、字新屋敷八六二番一、八六二番一二、八六二番一三、八六二番八・八七三番・八七七番一・八七八番・字ウツ追九九四番一から九九四番三まで・九九五番・一〇〇一番三・字キノノ上一〇七四番二・字堺ノ谷一

〇七七番一・一〇七九番一（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）  
 二 保安林として指定された目的  
 水源の涵養  
 三 解除の理由  
 道路用地とするため  
 （「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 大分県告示第三百四十二号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同法第五条第二項の規定による特別伐倒駆除命令の内容となる事項を次のように公表する。

なお、当該区域内において森林、樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者で不服のあるものは、この告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

令和元年十二月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 一 区域及び期間

##### 1 区域

杵築市、国東市及び佐伯市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森との共生推進室及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

##### 2 期間

令和二年一月十五日から同年二月二十九日まで

#### 二 森林病虫害等の種類

松くい虫

#### 三 行うべき措置の内容

松くい虫が附着している樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び破碎又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）を行うこと。

#### 四 命令をしようとする理由

一の1に定める区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な

損害を与えるおそれがあるため。

- 1 三に掲げる措置について、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置について、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合は、十五ミリメートル）以下になるように破砕を行うこと。
- 3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。
- 4 知事は、三に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、一の二に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- 5 知事は、四の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

#### 大分県告示第三百四十三号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定により、大分県のくろまぐろの保存及び管理に関する計画（平成三十年大分県告示第四百七十六号）の一部を令和元年十一月二十六日付けで次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定に基づき、公表する。

令和元年十二月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞  
二の表中「〇・七トン」を「一・七トン」に、「六・三トン」を「五・三トン」に改める。

### 訓 令 甲

#### 大分県訓令甲第五号

本 庁

令和元年十二月十三日

地方機関  
臨時的任用職員の管理に関する規程（昭和三十七年大分県訓令甲第十四号）の一部を次のように改正する。

令和元年十二月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第一号様式中「・成年被後見人又は被保佐人」を削り、「第5章（罰則）に規定する罪を犯し」を「第60条から第63条までに規定する罪を犯し、」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和元年十二月十四日から施行する。

### 教育委員会訓令甲

#### 大分県教育委員会訓令甲第二号

教 育 庁

教 育 機 関

教育庁等における臨時的任用職員の管理に関する規程（平成十一年大分県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

令和元年十二月十三日

大 分 県 教 育 委 員 会

第一号様式中「・成年被後見人又は被保佐人」を削り、「第5章（罰則）に規定する罪を犯し」を「第60条から第63条までに規定する罪を犯し、」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和元年十二月十四日から施行する。

### 企業局訓令

#### 大分県企業局訓令第二号

本 局

事 業 所

臨時的任用職員の管理に関する規程（昭和四十三年大分県企業局訓令第三号）の一部を次のように改正する。

令和元年十二月十三日

大分県報（告示・訓令甲・教育委訓令甲・企業局訓令）

大分県企業局長 岡 本 天津 男

第一号様式中「・成年被後見人又は被保佐人」を削り、「第5章（罰則）に規定する罪を犯し」を「第60条から第63条までに規定する罪を犯し、」に改める。

この訓令は、令和元年十二月十四日から施行する。

### ○病院局訓令

#### 大分県病院局訓令第一号

本 局  
病 院

大分県病院局臨時的任用職員の管理に関する規程（平成二十年大分県病院局訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和元年十二月十三日

大分県病院局長 田 代 英 哉

第一号様式中「・成年被後見人又は被保佐人」を削り、「第5章（罰則）に規定する罪を犯し」を「第60条から第63条までに規定する罪を犯し、」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和元年十二月十四日から施行する。

### ○公 告

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり九州地方整備局筑後川河川事務所長から公共測量の実施について通知があった。

令和元年十二月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 作業の種類  
公共測量（二級水準測量）
- 二 作業の地域  
日田市大山町付近
- 三 作業の期間

令和元年十二月二日から令和二年三月十三日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年十二月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
速見郡日出町大字豊岡字深田二千五百二十三番十四ほか十九筆並びに宇尾崎三千二百七十九番十二ほか十四筆並びに三千二百七十九番十二ほか六筆の各地先水路及び里道
- 二 開発区域の面積  
三千二百三十一・二八平方メートル
- 三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名  
別府市大字鉄輪七百八十四番地の九  
有限会社ワールド興発  
代表取締役 前 田 義 隆
- 四 完了検査年月日  
令和元年十一月十四日

### ○監 査 公 表

#### 監査委員公表第646号

平成31年2月14日付け監査第585号の監査結果に関する報告に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年12月13日

- |           |     |   |
|-----------|-----|---|
| 大分県監査委員 首 | 藤 博 | 文 |
| 大分県監査委員 長 | 野 恭 | 子 |
| 大分県監査委員 三 | 浦 正 | 臣 |
| 大分県監査委員 小 | 嶋 秀 | 行 |
- 1 平成30年度行政監査の結果（平成31年2月14日付け監査第585号）に基づく措置  
 (1) 概要 「措置済」14件、「措置予定」3件、「検討中」1件、「措置不要」1件  
 (2) 措置の状況



防災に必要な物資・資材等の管理に係る措置の状況 (令和元年10月31日現在)			
項目	監査の結果 (要旨)	監査対象機関 「保管場所等」	措置の概要
1 被災者用災害備蓄物資	(現状) 備蓄物資の配備先において、表示の統一が図られていない状況や、配置図の作成状況にばらつきが見受けられた。 (検討事項) 発災時に運送業者等が円滑に備蓄物資を搬出し、受取先においても物資の内容が容易に把握できるよう、所要の措置を検討すること。	福祉保健企画課	品目・数量・購入日・耐用年数・消費期限を記載した物資ラベルを作成し、備蓄物資に貼付した。 また、物資の保管場所・内容が容易に把握できるように配置図を作成し、保管場所に掲示した。 【措置済】
(2) 保管場所と管理体制に係る問題点 ア 物資の表示に係るもの	(現状) 当該庁舎は、佐伯市の津波ハザードマップによれば、津波浸水域内にあり、備蓄物資が浸水する可能性は低いものの、津波によるがれき等により円滑な備蓄物資の搬出が困難となるおそれがある。 (検討事項) 保管場所の変更等を検討すること。	福祉保健企画課 「佐伯総合庁舎」	佐伯市が津波浸水域外(佐伯市長谷)に整備した災害備蓄倉庫に備蓄物資を移設、配備した。 【措置済】
イ 保管場所に係るもの	(現状) 天井照明、吊り下げ式バスケットゴール等の非構造部材の耐震対策が行われていないため、大地震発生時に設備の落下等により備蓄物資の搬出に支障を来すおそれがある。 (検討事項)	福祉保健企画課 「旧山香農業高校体育館」	体育館に隣接する耐震性のある旧校舎(特別教室棟)に備蓄物資を移設、配備した。 【措置済】
保管場所の変更等を検討すること。			
2 職員用災害備蓄物資	(現状) 県中部地区では重要な備蓄拠点であり、多量の備蓄物資を保管しているものの、大型トラックが備蓄場所近くまで進入できないため、搬出に時間を要するおそれがある。 (検討事項) 保管場所の変更等を検討すること。	福祉保健企画課 「旧臼杵商業高校教室棟」	備蓄物資を公民館等の避難所へ迅速に届けるため、道路状況等に影響されにくい中、小型トラックが備蓄場所近くまで進入できることから、搬出にあたり特段の支障はない。 【措置不要】
(2) 保管場所と管理体制に係る問題点	(現状) 管理機関に対する実地監査において、備蓄物資が配備されている認識がない所属や防災対策企画課の配備数量と管理機関の把握している数量が一致していない所属などが見受けられた。 (検討事項) 定期的な周知等により、管理機関における備蓄物資の適	防災局防災対策企画課	平成31年2月18日付けで管理機関に対し、「職員用災害備蓄物資管理運用要領(平成27年3月26日施行、平成30年4月2日一部改正)」を確認の上、適正な管理を行うよう周知するとともに、職員用備蓄物資出納簿(上記要領別紙様式2)の提出について通知し、全管

	<p>正管理を促すこと。</p>		<p>理機関からの提出を確認した。 また、払い出しがあった場合には、上記要領第5条の規定により、職員用災害備蓄物資統括管理者に別紙様式2の写しの提出を行うよう周知徹底を図った。 【措置済】</p>
<p>4 広域防災拠点用資機材</p>	<p>(5) その他 (現状) 「大分県広域防災拠点計画」において、屋外発電設備は、手動による稼働には数時間を要するため、非常時に直ちに電力供給ができるよう自動運転化のための改修が必要であるとしているが、平成27年6月の同計画策定後、引き続き課題とされているものの、改修についての具体的な方向性が出ていない状態となっている。 非常時には、手動で屋外発電設備を稼働させる必要があるものの、当該業務は、指定管理者が行う業務として明確になっておらず、非常時に稼働させる体制が不十分である。 (検討事項) 屋外発電設備の自動運転化を含めた運用等について、大分スポーツ公園の管理運営に係る所管課である公園・生活排水課とともに検討すること。</p>	<p>防災局防災対策企画課 「大分スポーツ公園」</p>	<p>屋外発電設備の自動運転化については、多額の費用を要することから、費用対効果や発電機の耐用年数等を総合的に勘案しながら、関係課とともに検討を継続する。 手動による稼働については、屋外発電設備起動マニュアルを整備するとともに、令和元年6月6日にマニュアルに基づいた起動訓練を実施するなど体制を整備した。 【検討中】</p>
<p>5 広域搬送拠点臨時医療施設 (SCU) 用資機材</p>	<p>(2) 保管場所と管理体制に係る問題点 (現状) 資機材を保管しているコンテナは、土の上に設置されており、湿気等によるコンテナ本体の劣化に加え、資機材が毀損しているおそれがある。 (改善事項) 設置場所の変更などにより、保管環境の改善を図ること。</p>	<p>医療政策課 「大分県中央飛行場」</p>	<p>コンテナ内の資機材を大分県中央飛行場内の格納庫に移動し、コンテナ本体及び資機材の除菌措置を実施した。 その後、コンテナの格納庫への移動及びコンテナ内への収納を実施した。 【措置済】</p>
	<p>(現状) コンテナの鍵は、医療政策課が保管しており、発災時には同課職員が解錠することとしているが、発災時の迅速な資機材の使用について疑問がある。 (検討事項) 鍵の管理・運用について検討すること。</p>	<p>医療政策課 「大分県中央飛行場」</p>	<p>大分県中央飛行場管理事務所に対し、コンテナのスペースキーの管理及び災害時の解錠対応を依頼し、了承を得た。 なお、スペースキーの管理については、引き続き医療政策課において行う。 【措置済】</p>
	<p>(3) 品質・機能の確保に係る問題点 (現状) コンテナに保管している資機材は、湿気等により毀損しているおそれがある。 (改善事項) 点検実施により使用の可否を判断の上、必要に応じて資機材の更新等を行うこと。</p>	<p>医療政策課 「大分県中央飛行場」</p>	<p>資機材の使用可否について確認し、使用不可であったFAXプリンター、拡声器及びバルーン投光器については、令和元年度中に更新する。 【措置予定】</p>

<p>13 原子力防災用資機材</p> <p>(2) 保管場所と管理体制に係る問題点</p>	<p>(現状) 災害発生時に一体的に使用することが想定されるポテツト総量計と防護服が別々に保管されている。</p> <p>(検討事項) 保管場所の統一を検討すること。</p>	<p>健康づくり支援課 「県庁舎別館、大分県衛生環境研究センター」</p>	<p>大分県衛生環境研究センターにおいて、ポテツト総量計及び防護服を統一して保管することとした。</p> <p>【措置済】</p>
<p>14 林野火災用資機材</p> <p>(3) 品質・機能の確保に係る問題点</p>	<p>(現状) 消火薬剤について、製造年月日が不明なものや、使用期限切れのものが多数あるにもかかわらず、管理台帳では全て使用可能として整理されていた。</p> <p>(改善事項) 使用可能な数量を把握の上、適正な数量を管理台帳に記入すること。</p>	<p>防災局危機管理室 「陸上自衛隊玖珠駐屯地」</p>	<p>平成31年1月24日に陸上自衛隊玖珠駐屯地において現物を確認したところ、すべて使用期限が過ぎていたため、同日、管理台帳を整理した。</p> <p>なお、使用期限切れの消火薬剤については、すべて廃棄処分を行った(平成31年3月20日完了)。</p> <p>【措置済】</p>
<p>(現状) 「林野火災用空中消火資機材運用要綱」及び「林野火災対策用資機材運用要領」について、見直しを検討すること。</p>	<p>(現状) 「林野火災用空中消火資機材運用要綱」及び「林野火災対策用資機材運用要領」は、昭和51年2月の制定以降、見直しが行われておらず、消火薬剤の備蓄基準等、実態と異なる部分がある。</p> <p>(検討事項) 「林野火災用空中消火資機材運用要綱」及び「林野火災対策用資機材運用要領」について、見直しを検討すること。</p>	<p>防災局危機管理室</p>	<p>陸上自衛隊各駐屯地(玖珠、湯布院、別府)と協議の上、平成31年3月27日付けで「林野火災用空中消火資機材運用要綱」及び「林野火災対策用資機材運用要領」の改正を行った。</p> <p>【措置済】</p>
<p>15 石油コンビナータ火災用資機材</p> <p>(2) 保管場所と管理体制に係る問題点</p>	<p>(現状) 倉庫に保管されている合成界面活性剤泡消火薬剤は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和43年法律第117号)第2条第2項で規定される「第一種特定化学物質」であるPFOSを含んでおり、平成24年に使用期限切れとなっている。</p> <p>(検討事項) 当該泡消火薬剤は、今後使用する予定がないこと及び国の基準に基づいた管理が必要であることを踏まえ、廃棄予定として令和4年度を待たず、前倒しでの処分を検討すること。</p>	<p>防災局消防保安室 「大分県防災資機材センター」</p>	<p>倉庫に保管されている泡消火薬剤のうち、PFOSを含んでいるものについては、令和4年度を待つことなく、令和元年度に処分することを予定している。</p> <p>【措置予定】</p>
<p>16 警察災害装備</p> <p>(2) 保管場所と管理体制に係る問題点</p>	<p>(現状) 当該庁舎は、大分市の津波・地震ハザードマップ及び洪水ハザードマップによれば、津波・洪水浸水域内に位置している資機材等の使用が困難となるおそれがある。</p> <p>(検討事項) 資機材等について、他施設</p>	<p>警備部警備第二課 「警察本部庁舎第2別館」</p>	<p>浸水リスク等が想定される資機材、備蓄食料等については、警察本部機能集中化のための庁舎移転に伴い、令和元年度中に大分中央警察署の上層階に移設する予定である。</p> <p>【措置予定】</p>

	<p>等への移設や浸水リスク軽減のための分散備蓄などを検討すること。</p>				<p>(検討事項) 浸水対策等を検討すること。</p>		<p>技術センサーにおいて、非常用発電設備及び防災行政無線(移動系)を備え、災害対応に支障がない体制となっている。 【措置済】</p>
<p>17 非常用電源設備及び非常用発電機</p>			<p>非常用電源設備の電力容量以下となるよう使用する電気設備を選択した。 また、大分県業務継続計画(西部地域版BCP)に措置内容を反映させ、庁舎内各所属に周知した。</p>	<p>まとめ</p>	<p>防災資機材等に関する予算措置(物資購入・施設改修・設備点検等)の優先順位については、防災担当部局が各部署単位の防災業務関連の措置項目を一元的に取りまとめの上、防災担当部局と関係部局が協議して、防災業務独自の優先順位を決定し、各関係部局はその結果を踏まえて、各部署内での予算措置の優先順位に反映させる方法を採用されることを提案するもの。</p>	<p>防災局防災対策企画課</p>	<p>令和元年度における防災関係予算は、収集し全体像の把握を実施している。 喫緊の課題である南海トラフ地震を念頭において「地震・津波防災アクションプラン」において優先度が高い業務を集約・整理するとともに、毎年度、当該プランに掲げた目標指標により進捗状況を管理し、優先順位に応じた業務の推進を図っている。 【措置済】</p>
<p>(5) その他</p>	<p>(現状) 大分県業務継続計画(西部地域版BCP)において、「非常時の電力使用量が電力容量以下となるよう、あらかじめ使用する電力設備を選択しておく。」としているにもかかわらず、当該選択がなされていない。 (改善事項) あらかじめ使用する電力設備を選択するなど、所要の措置を講ずること。</p>	<p>大分県西部振興局 「日田総合庁舎」</p>	<p>【措置済】 非常用電源設備の電力容量以下となるよう使用する電気設備を選択した。 また、大分県業務継続計画(西部地域版BCP)に措置内容を反映させ、庁舎内各所属に周知した。</p>				
<p>18 防災行政無線</p>	<p>(現状) 当該庁舎は、大分市の津波・地震ハザードマップによれば、津波浸水域内にあり、屋外に設置されている防災行政無線用非常用発電設備は、津波により浸水し、その結果、無線機器が使用できなくなるおそれがある。</p>	<p>防災局危機管理室 「大分土木事務所」</p>	<p>大分土木事務所では、大規模災害時には代替施設として大分県産業科学技術センターを利用することを平成30年度に決定し、大分県業務継続計画(中部地域版BCP)が改正された。 なお、大分県産業科学</p>				
<p>(2) 設置場所と管理体制に係る問題点</p>							